

平成30年度自律改革総括表

No.	取組事項	現状・課題	検討・分析の進め方	平成30年9月30日時点の取組状況 今後の方向性	担当部署
1	庁内警備委託	○庁内警備委託は、毎年度指名競争入札により事業者を決定しているが、都庁舎には多数の部署が存在し、改修工事等が行われる中で、十分な案内が出来ない状況も発生している。	○債務負担行為の制度を活用して複数年契約を導入するとともに、総合評価方式による競争入札を適用することで、都庁舎における警備委託の品質の確保と向上を図る。	○総合評価方式による競争入札を実施し、各社の提案内容を審査の上、事業者を決定した。 ○平成30～32年度の長期継続契約を締結し、東京2020大会までの安定的な警備体制を確保した。 ○引き続き運用面での改善を図るとともに、次期契約（平成33年度以降）に向け、より質の高い警備体制を構築できるよう、選定方式や仕様等の検証を行う。	総務局 総務部
2	都庁K・A・E・R・Uタグ運動の推進	○超過勤務縮減については、「マイ定時退庁日の設定」など、各部署がそれぞれ独自に取組を推進しているところであるが、昼休みの分散化、時差勤務の拡大等に伴い、職員の勤務時間や休憩時間を共有し、効率的な業務マネジメントにつなげる必要がある。	○事業のPRキャラクターを用いたかえるタグを作成するなど、各職場になじみのあるかえるタグを用いて、当該運動をより一層浸透させる。	○オリジナルのタグを活用し、勤務時間や退庁時間の見える化を図っている。また、職員自身も退庁時間を意識して働く機運が醸成されてきている。引き続き本取組を継続していく。	総務局 総務部
3	局内の効率的な会議運営及びペーパーレス化の推進	○ペーパーレス会議のモデル局として、局全体でペーパーレス会議を先行実施 ○会議の目的や終了時刻を宣言するなど局長レク時のルールを策定	○局全体で取組を進めるに当たり、まず、会議の目的や終了時刻を宣言するなど局長レクを進める上でのルールを周知することにより、局長レクの効率化を図る。 ○局長レク、庶務担当課長会をはじめとする会議等でのペーパーレス化を推進する。	○ペーパーレス会議のモデル局として、局全体でペーパーレス会議を先行実施 ○会議の目的や終了時刻を宣言するなど局長レク時のルールを策定 ○10月のペーパーレス強化月間では、取組調査の対象会議室を拡充した上で、実施率80%を達成（全庁平均68%） ○全庁的な取組とあわせて、引き続き局内におけるペーパーレス化を推進	総務局 総務部
4	コピー用紙使用状況の把握 (コピー用紙配布方法の見直し)	○各課がコピー用紙保管場所に置かれたコピー用紙を必要な都度取りに行き、適宜使用していた。そのため、課ごとのコピー用紙配布数の把握ができない運用となっていた。	○ワイズ・スペンディングの観点から、各課ごとのコピー用紙使用状況が分かるよう、用紙の配布方法を見直し、各課ごとに管理する。	○これまで保管場所にまとめて置かれていたコピー用紙を、課ごとにスペースを設けてそれぞれ保管する。 ○企画計理課で適宜コピー用紙を補充し、「コピー用紙配布管理表」で使用状況を管理する。 ○取組の本格実施に向けて、運用面について各課の業務に支障が無いか等を試行により検証する。	総務局 総務部
5	適正な公文書管理の更なる推進	○各課において、毎年度、保有する公文書の管理状況について点検を実施 ○国における公文書改ざんの問題等を踏まえ、公文書管理の透明性・信頼性を更に高めていく必要がある。	○更なる透明性・信頼性確保のため、第三者の視点からのチェック機能を強化する。	○政策の形成過程を明らかにする文書が作成されているかなどについて、総務局がチェックする取組を新たに実施していく。	総務局 総務部

平成30年度自律改革総括表

No.	取組事項	現状・課題	検討・分析の進め方	平成30年9月30日時点の取組状況 今後の方向性	担当部署
6	法務課所有図書の更なる有効活用	法務課では、各種法律の解説書など、専門的な図書を多く保有しているが、全庁に向けて閲覧や貸出を行うことができる環境の整備が必要	○所蔵する図書（約3,000冊）について、書籍名・著書名・出版社名で検索できるデータベースを作成 ○随時利用者の意見に耳を傾け、図書の配置を見直し、利用しやすいよう配架を整理	【これまでの取組内容と成果】 ○データベースを整備し、全庁に公開するとともに、配架を整理し、利便性が向上 ○雑誌の配架について、利便性の向上のため、課内の意見を集約し、利用しやすい配架を実現 ○また、解説本についても、類似の分野を近くに集めるなど、より利便性の高い配架を実現 ○平成30年9月30日現在までに、他部署から延べ185件の利用がある 【今後の取組】 ○雑誌や判例集、追録等について、データベース化を進める ○判例集や追録等について、利便性の向上のため、課内の意見を集約し、利用しやすい配架を実現する	総務局 総務部
7	利用者サービスの更なる充実 (デジタルアーカイブの取組)	○資料の検索はできるものの、利用者が来館しないと閲覧したい資料の内容が確認できないなど、利用者サービスが不十分	○外部識者を含めた「デジタルアーカイブ基本構想検討委員会」により策定した「デジタルデータ基本構想」に基づき関係部署等との調整を行って検討していく。	○「デジタルアーカイブ基本構想」を策定した。今後、具体的推進方策を検討。	総務局 公文書館
8	本庁と現地事務所（福島県事務所、岩手県・宮城県事務所）とのテレビ会議の運営	○東日本大震災から7年が経ち、被災地は復興の総仕上げに取り組んでいる。被災自治体に対し、実効性の高い支援を重点的に実施し復興を加速させるうえで、本庁と現地事務所が緊密に連携することは益々重要になってきている。 ○本庁と現地事務所との連絡手段が、メール、電話に限られている。	○ビデオ通話の導入 映像・音声を介して、現地事務所と本庁が一緒に打合せできる環境を整える。 ○テレビ会議の運用方法の確立 本庁と現地事務所との間で、適宜適切に連絡調整・情報共有ができるテレビ会議の運用方法を確立する。	○部課長級会議において、本庁と現地事務所をつなぎ、テレビ会議を実施した。 ○テレビ会議の実施状況について検証を行い、テレビ会議に諮る案件として適切な内容や効果的な運用方法等について見直しを行った。 ○今後も運用方法の改善を図りながら、本庁と現地事務所との連携を高めていく。	総務局 復興支援対策部
9	「(内閣府)提案募集方式」の庁内周知方法の改善	○地方分権推進の取組の一つである提案募集方式が導入された平成26年度以降、行政改革推進部HPに提案募集方式に係る都の提案内容や内閣府のHP(全国の状況等)へのリンクを掲載 ○現在の提案提出は、各局の分権担当者を経由した提出となっており、提出時期は毎年度2月頃～4月頃までと限定している。	○既存の行政改革推進部HPだけでは、職員向けの十分な周知ができておらず、これまで以上に提案を促していくには、より積極的な職員周知が必要 ○職員が自己の職務に関する提案を積極的に行えるよう、個々の職員が直接案件を提案できる環境整備が必要	○提案募集方式専用のポータルサイトを作成し、全職員を対象とした制度説明の充実を図る。 ○上記のポータルサイトから、各職員が匿名で提案を提出することを可能とする。	総務局 行政改革推進部

平成30年度自律改革総括表

No.	取組事項	現状・課題	検討・分析の進め方	平成30年9月30日時点の取組状況 今後の方向性	担当部署
10	電子化の推進 (モバイルワーク導入による業務の効率化含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度はタブレット端末活用事業の試行を行っているが、業務生産性の向上等の効果が出ている状況 ○試行の中で、ペーパーレスの実現をはじめ、多くの効果が上がっていることを踏まえ、モバイルワークの早期導入を目指し、タブレット端末活用事業を拡大することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○各局局長等に加え、各局本庁ライン部長や本庁担当部長等へタブレット端末を配布することを検討 ○審議会等でタブレット端末を活用し、ペーパーレス、会議の効率化等の推進を検討 ○タブレット機能(資料編集)を追加し、モデル職場による試行を検討 ○将来的には、ペーパーレスはもとより、都政のBCPへのモバイルワークの位置付け、在宅勤務等も見据えた展開を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○更なる課題解決手法の高度化や働き方の見直しを図るべく、トップマネジメント層のタブレット端末活用による試行拡大の検討を一部先行で実施 ○各局の局長・理事級にタブレット端末を配布し、活用を開始 ○各局の本庁部長級にタブレット端末を配布し、活用を開始 ○各局の出先事業所にタブレット端末を配布し、現場試行を開始 ○庁内で開催される主要な会議において、タブレット活用によるペーパーレス化を先行実施 ○ペーパーレスで審議会等を開催できるようタブレット端末等を整備 ○月1回の「都庁テレワークデー」において、タブレット端末等を活用した幹部会議等を各局で実施 ○各局の出先事業所における現場試行を引き続き行い、効果的な活用方法を検証 	総務局 情報通信企画部
11	情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバーセキュリティレベルの更なる向上とオール東京での対応が必要 ○サイバーセキュリティの領域は比較的变化が激しい分野であることから、高度なスキルを持つ専門人材が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○リスク評価は、全ての情報処理システムの把握を実施。その上で、東京2020大会を控え、脅威の影響が大きいものとして、外部からの脅威(サイバー攻撃等)に備える必要があるため、「インターネット接続の有無」を基準値とし、対象システムを洗い出し、脆弱性の有無と保持する情報資産の重要度(個人情報の保持)をもとにどの程度のリスクを有しているかを判定(評価を実施) ○都区市町村情報セキュリティクラウドは、29年度に全63団体と接続 ○通信の監視・分析を行いインシデントの早期検知・被害の拡大防止を図る ○区市町村CSIRTとの連携体制を検討する目的で部会を設置 ○人材育成として、引き続き、脅威動向などを取り入れた机上演習や訓練等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○各局等で実施したリスク評価の結果に加え、サイバー攻撃の動向、都で発生したサイバーセキュリティインシデント及び行政機関におけるサイバーセキュリティ対策の動向を考慮した対応方針を策定 ○今後は、対応方針に基づき各局において対策案を取りまとめ、必要に応じて都CSIRTが支援を受けつつ、対応計画の立案・対策を実施 ○平成30年度は、これまでの実績を踏まえ、必要に応じて見直しを加えながら、リスク評価・対応を実施 ○都区市町村情報セキュリティクラウドは、平成29年度に全区市町村の接続を完了。区市町村の人材育成を支援する目的で講習会(全3回)を開催。また、インシデント発生時の支援内容を示し、区市町村からの要請に基づき、インシデント対応を支援。引き続き、必要な支援を実施 ○人材育成は、29年度から局CSIRTに加え情報システム担当者も対象とし、各職場から電話やメールを用いて、インシデント対応を模擬的に行う情報セキュリティインシデント対応訓練を実施(14局26システム)。また、新たに局横断的な合同演習(22の局等から約100名参加)を実施。引き続き、脅威動向等を見据えながら、継続的に実施 	総務局 情報通信企画部

平成30年度自律改革総括表

No.	取組事項	現状・課題	検討・分析の進め方	平成30年9月30日時点の取組状況 今後の方向性	担当部署
12	オープンデータの取組	<p>○都が保有する公共データについて、オープンデータとしての公開が十分に進んでいない</p> <p>○「東京都オープンデータ一覧（試行版）」でも、機械判読に適した形式のものが1%程度に止まっている(平成28年9月)</p>	<p>○都公式HP上のデータのリストアップ化と重点分野に基づく優先付けを実施。平成32年度までに40,000件のCSVデータをカタログサイトに公開</p> <p>○都内市区町を含むオール東京でのオープンデータの推進及びデータの利活用の促進に向けて、アイデアソンを都内3地域で巡回し開催。</p> <p>○アイデアソンでのアイデアを活用したオープンデータアプリコンテストを実施し、オープンデータを活用した地域課題解決に向けたアプリを作成する民間の取組を推進</p> <p>○都及び区市町村との検討部会を通じてカタログサイトへの参加を周知</p> <p>○オープンデータの利活用促進とともに、データ活用のより高度化を図ることができるような取組が求められる。</p>	<p>○オープンデータ公開基盤である「東京都オープンデータカタログサイト」を公開(平成29年3月)</p> <p>○当カタログサイト上に都民等からの要望を受ける仕組みを構築</p> <p>○カタログサイト公開後、データの質・量の充実に向けて、ホームページのデータの棚卸しを実施</p> <p>○棚卸し結果から局の優先付けを受け、順次CSV化を実施</p> <p>○基礎的自治体である区市町村も、公開に合わせて、4自治体から9自治体に増加(平成30年3月)</p> <p>○データ利活用促進に向けた取組として、「防災アイデアワークショップ(平成28年9月)」及び「東京都オープンデータ防災アプリコンテスト(平成29年3月)」を実施。平成29年度は、特別区(台東区)、多摩部(日野市)、島しょ部(八丈町)、都内3か所で巡回する「東京都オープンデータアイデアソンキャラバン」を10~11月に開催</p> <p>○アイデアソンのアイデアを活用したオープンデータアプリコンテストを実施し、12月~3月までに作品を募集し、3月25日に発表会・表彰式を開催</p> <p>○平成30年度も、継続して都内3地域でのオープンデータアイデアソンキャラバンを実施するにあたり、都内区市町村のオープンデータの取組を推進するため、より多くの自治体に参加できるような仕組みの見直しを実施</p> <p>○オープンデータの利活用を促進していくため、都民参加型のアイデアソンキャラバン・アプリコンテストを継続実施するとともに、データ利用の高度化に向けて、APIの導入及びデータ項目の標準化を検討</p>	<p>総務局 情報通信企画部</p>
13	効率的な会議運営の検討	<p>○会議資料のコピー編綴等の会議準備作業が必要</p> <p>○資料修正、議事録作成等において時間を要する。</p> <p>○合意経過のトレースが困難</p>	<p>○ペーパーレス会議 次の観点から会議を効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料のコピー編綴等が不要(会議準備の効率化) ・会議中にパソコン等で資料修正、議事録作成(会議の運営、合意形成プロセスの効率化) ・会議資料、議事録を共有フォルダで保存(合意経過のトレースの効率化) <p>○タブレット端末の活用 ⇒「電子化の推進」(No.161)参照</p>	<p>○ペーパーレス会議をモデル職場(総務局)で実施(平成28年11月)</p> <p>○モデル職場での検証を経た上で、各局にペーパーレス会議の導入に関する説明会を実施(平成29年6月)。打合せコーナー等の庁内ネットワークを一部の局を除いて整備(平成29年7月~9月)。準備が整った局からペーパーレス会議を実施</p> <p>○共用会議室(1庁25階、2庁10階会議室)に、ネットワークを敷設して、職員のパソコンを持ち込むことによるペーパーレスの会議が実施できるよう環境を整備。庁内における環境整備を受け、ペーパーレス会議の取組を推進していく。</p> <p>○行政改革推進部と連携して、庁内掲示板による情報共有等により、全局的に、ペーパーレスで効率的な会議運営を進めていく。</p>	<p>総務局 情報通信企画部</p>

平成30年度自律改革総括表

No.	取組事項	現状・課題	検討・分析の進め方	平成30年9月30日時点の取組状況 今後の方向性	担当部署
14	都政の情報資産を物理的リスクから守る基盤の整備	○大規模な業務システムについては、中央コンピュータ室（以下、「中コン室」という）におおむね設置しており、高度なセキュリティを確保している。執務フロアのOA室等に設置している中小業務システムやファイルサーバについても、地震等による損傷若しくは停電又は火災など物理的なリスクに対応するため、中コン室に移設を実施	○各局に対して、中コン室の利用について積極的に支援を行うとともに、平成30年度以降の中コン室利用意向を調査 ○利用意向を踏まえ、第二庁舎の中コン室利用設計等を実施	○平成28年度に各局に対して、個別にヒアリングを行い、保有しているシステム、機器設置状況を調査するとともに、中コン室のセキュリティ設備について説明した上で、今後の中コン室の利用意向調査を実施 ○平成28年度には、執務室等から9システムが中コン室に機器を移設 ○平成29年度には、9システムが各局執務フロアのOA室等から中コン室に機器を移設 ○平成30年度下半期から平成31年度末にかけて、庁舎改修工事のため第二庁舎中コン室は利用不可。平成32年度以降の利用再開に向けた検討や設計・施工を今後実施	総務局 情報通信企画部
15	ファイルサーバの統合	○本庁各部及び本庁と事業所のファイルサーバを局内で一括管理することで、管理コストの低減、事務の効率化等を推進	○本庁各部が管理しているファイルサーバを局内で統合し一括管理することについて、庁舎内のLANが十分な帯域を確保していることから統合が可能であることを確認 ○事業所が利用するファイルサーバを本庁に統合する事については、事業所と本庁を結ぶ通信回線など、システム基盤への影響を検証	○まずは、物理的セキュリティの向上等を図るため、各局への意向調査を実施し、各局からの要望に基づき、本庁の各部署で使用しているファイルサーバを順次移設（29年度は、産業労働局、オリンピック・パラリンピック準備局、会計管理局、教育庁及び総務局の本庁部署で使用しているファイルサーバのうち依頼のあった分を中央コンピュータ室へ移設） ○事業所のファイルサーバの集約については、中央コンピュータ室では年数回の停電があり、年間を通じて休日夜間の対応を実施する事業所によっては、中央コンピュータ室への移設が運用上馴染まないことへの考慮が必要であることや、端末仮想化（VDI化）に伴い現行の回線帯域の増速を予定しているが、仮想化された端末が円滑に運用可能であることを確認する必要があることから、今後のシステム運用状況等を注視しながら検討を進めていく。	総務局 情報通信企画部
16	モバイルワークを導入した定期監察業務の改善	○定期監察で使用する紙資料が膨大であり、持ち運びが困難である上、個人情報等が数多く含まれるなど情報セキュリティ面からも課題 ○監察現場において十全な資料参照ができず、完結的な業務遂行が困難 ○結果の取りまとめ業務は本庁にいる時しか行えず、移動時間が無駄になるため、作業時間が限られて業務の効率的な執行が困難	○TAIMS及び部のデータベースにアクセスできる持ち運び可能な端末を活用し、モバイルワークによる定期監察を実施 ○それにより、以下の点の改善を実現 ・局提出書類のペーパーレス化 ・監察員等が携帯する根拠規定等のペーパーレス化、根拠確認の迅速化 ・監察結果書類作成の迅速化 ・個人情報等機密情報の漏洩防止	○定期監察の実地調査において、根拠規定等資料の検索や監察結果の入力等について、モバイル端末を活用した業務を実施 ○根拠規定等のペーパーレス化や確認の迅速化、現地での監察結果書類作成による業務効率化が実現 ○局提出書類のペーパーレス化や端末上で確認できる書類の充実が実現	総務局 コンプライアンス推進部
17	区市町村の自主性・自立性の更なる向上に向けた総合的な支援の強化	○人口減少・少子高齢化への対応がこれまで以上に区市町村に求められている状況 ○区市町村の自主性・自立性の更なる向上に向けた総合的な支援強化が必要	○勉強会による人材育成・組織力の向上	○区市町村が抱える課題を発見・解決する能力を養うため、若手職員を対象とした部内勉強会を実施する。	総務局 行政部

平成30年度自律改革総括表

No.	取組事項	現状・課題	検討・分析の進め方	平成30年9月30日時点の取組状況 今後の方向性	担当部署
18	都民に対する分かりやすい防災情報の提供	○都民への防災情報の提供については、現在、主に「東京都防災ホームページ」にて行っているが、平時の情報と緊急情報が混在し、多くのバナー、リンクが貼りつけられており、一覧性やデザインの統一感が必ずしも良いものではない状況である。	○「東京都防災ホームページ」の改修を行い、メニュー・コンテンツ配置やデザインについて、都民により分かりやすいものとする。	○都民にとって分かりやすいものとなるよう、「東京都防災ホームページ」の改修を行い、メニュー・コンテンツの配置やデザインの改良を図る。	総務局 総合防災部
19	人権施策に係る戦略的な情報発信（HPの見直し）	【現状】 ○人権部HPと都の監理団体である（公財）東京都人権啓発センター（以下「センター」という。）HPの2つを運用 ○センターが管理する都の公の施設である東京都人権プラザ（以下「プラザ」という。）の移転に併せ、施設のPRを行うためプラザHPを平成29年2月に新たに立ち上げた。 【課題】 ○人権部、センター及びプラザHPそれぞれの位置付けの整理が必要 ○人権部及びセンターHPのコンテンツの見直し及びアップデートが必要	○人権部及びセンターの若手職員を中心にPTを立ち上げ、各HPの位置付けの整理、アンケートの実施及び他道府県等の人権関連部署HPの調査の3点の取組を実施 ○特に、人権部HPの見直しに当たっては、『若年層にも興味を持ってもらえるよう、トップページの強化及びコンテンツや項目立ての見直しを実施する』というPTでの検討結果の実現を目指す。 ○具体的には、抜本的な見直しも視野に入れ、様々な見直しツールの比較検討を通して、「都民ファースト」や「ワイズ・スペンディング」の観点から最適な手法を選択のうえ実施する。	○都の監理団体である（公財）東京都人権啓発センター（以下「センター」という。）のHP及びセンターが管理する都の公の施設である東京都人権プラザ（以下「プラザ」という。）のHPについては、平成29年2月のプラザの移転に合わせて新たに立ち上げた。 ○人権部HPについては、局HPを見直す動きがあることから、その内容やスケジュール等を踏まえつつ、PTでの検討結果を基に、具体的な見直しに着手していく。	総務局 人権部
20	工事設計書の情報提供	○紙ベースによる大量出力を余儀なくされていた。	○工事設計書の電子データ（CD-R）による情報提供（閲覧・複写）を実施する。	○契約締結後に随時情報提供を開始、利用者への迅速な情報提供を図っていく。	総務局 大島支庁
21	交換便を活用した庁内向けPR	○交換便の文書交換袋の余白を利用した庁内向けのPRを実施してきたが、更なる活用を図る余地がある。	○管内全体の振興を図る観点から、交換便の文書交換袋の余白を利用し、自組織の事業に留まらず、幅広く事業のPRに活用する。	○自組織のみならず、管内町村事業のPRについても掲載していく。	総務局 大島支庁
22	書類整理デーの設定	○書庫の保管スペースには限界がある。	○支庁の改修工事を見据え、不要な書類を廃棄する取組を進める。	○職員の書類整理に対する意識向上を図る。	総務局 大島支庁
23	小笠原における災害対応力の強化	○小笠原は、台風の常襲地帯に位置していることに加え、火山列島(硫黄島などから構成される島々)・西之島の噴火等に伴う近地震や南海トラフ巨大地震が発生した場合には集落等への津波到達が予測されているなど災害リスクが高い状況 ○遠隔離島のため、被災した場合、他地域に比べ本土からの早期の支援が困難となる恐れあり ○村・関係機関等と連携して発災時に迅速かつ円滑に対応できる体制整備が必要	○支庁内の取組として、発災時の被害想定を踏まえた体制整備 ○村など関係機関と連携した取組として、情報共有体制の構築、内地からの受入れ体制整備 ○予防・応急・復旧各段階ごとの対応を整理し、災害時刻々と変化する状況に応じて円滑に対応できる役割分担の明確化	○支庁災害時初動態勢を整備 ○支庁防災マニュアルの改正 ○村と都の関係者で構成される「災害対応力の強化に向けた連絡会」を立ち上げ ○連携強化が必要な項目を抽出 ○災害時刻々と変化する状況への対応に必要な項目を抽出 ○島内災害対応力強化に向けた村と支庁との合同防災訓練の円滑な実施に向けた調整 ○道路障害物の除去等に係る協定を締結 ○子供連れ家族を対象とした近地震津波の避難検証を村と共同で実施	総務局 小笠原支庁